

博士學位論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

甲第89号

2011

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成24年3月21日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条1項(いわゆる課程博士)によるものである。

創価大学

氏名（本籍）	豊島 名穂子（大阪府）
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	甲第89号
学位授与の日付	平成24年3月21日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 創価大学大学院学則第17条第2項 創価大学学位規則第3条の3第1項該当
論文題目	「人間の安全保障」と今日における主権概念 — 言説分析からみた国際社会における「人間」重視の思潮 —
論文審査機関	法学研究科委員会
論文審査委員	主査 高村 忠成 法学研究科教授 委員 白石 正樹 法学研究科教授 委員 飯田 順三 法学研究科教授

学位請求論文審査及び最終試験報告書

(課程博士)

学位：博士（法学）

主査委員 高村忠成
委員 白石正樹
委員 飯田順三

論文提出者

氏名 豊島名穂子

生年月日 昭和 54 年 9 月 3 日

論文題目

「人間の安全保障」と今日における主権概念一言説分析からみた国際社会における「人間」重視の思潮

[論文内容の要旨]

豊島名穂子氏の学位請求論文（以下、「本論文」という。）は、1994 年、国連開発計画が提示し、冷戦後の国際社会のあり方に一石を投じた「人間の安全保障」の問題を取り上げ論じたものである。「人間の安全保障」は、その後、カナダ、日本、EU、APEC、ASEAN などが政策として取り入れ、また、学术界でも注目すべきテーマとして関心をよび、数多くの研究がなされている。

とくに、本論文では、先行研究を十分に踏え、先行研究では行われることのなかった「人間の安全保障」概念が、いかなる国際社会の動向を背景にして生まれてきたかという問題を、国連総会と安全保障理事会（以下、安保理という）の決議を中心に分析している。そして、「人間の安全保障」概念が、国家主権という問題にどのような影響を与えているかを、具体的事例をあげながらのべている。本論文の目的は、一言にしていえば、「人間の安全保障」研究において、従来、採用されることのなかった思想的観点からの分析を通し、表層的な国際政治の動向の一步奥にある問題を捉え、その結果として、「人間の安全保障」概念が登場してきたのではないかということ、また、こうして登場してきた「人間の安全保障」概念が、今日、伝統的な主権概念に、概念上の「ゆらぎ」を起こさせるような影響を及ぼしているのではないか、ということを示すことにある。

以下に、「本論文の構成」「各章の内容」を示すこととする。

(本論文の構成)

本論文は、8章と資料編から構成されている。各章の標題は、次の通りである。各章は、さらに各節に分けられているが、ここでは各節の標題は省略する。

- 第1章 問題の所在
- 第2章 国際社会における「主権」概念の変遷
- 第3章 国際社会における「平和」の変化
- 第4章 カナダ政府の「人間の安全保障」政策
- 第5章 日本政府の「人間の安全保障」政策
- 第6章 欧州連合（EU）の「人間安全保障」政策
- 第7章 アジアにおける「人間の安全保障」政策
- 第8章 結論
- 資料編 資料 1. 国連総会決議における「主権」
資料 2. 国連安保理決議における「平和」

(各章の内容)

第1章の内容：本章では本論文のテーマをとりあげた理由、先行研究、及び研究の方法がのべられている。「人間の安全保障」という概念は、1994年に国連開発計画（United Nations Development Programme）が、『人間開発報告書』で提示したものであるが、本論文では、なぜこの概念が現われてきたのかというところに疑問を持ち、それが突然、現れてきたものではなく、長い国際政治の変遷を経て生まれてきたものであろうとの問題意識にたって、この概念の成立過程の分析を試みている。それを国連総会と安保理決議の言説をもとに行い、さらに「人間の安全保障」を実際の政策として採用しているカナダ、日本、EU、APEC、ASEANを代表としてとりあげ、それが採用されることになって、従来の主権という考え方にどのような影響を及ぼしているかということをも明らかにしたい、との本論文の目的意図がのべられている。

本論文は、先行研究では触れられることのなかったより根本的にして先駆的な思想的変遷過程のうえから研究を迫っている。

また、研究方法としては、近年の手法である客観的にして統計的な言説分析という方法を用いて、独断的な判断にならないように注意が払われている。

第2章の内容：本章では、主権概念が国際政治上、どのように認識され、その認識が歴史的にいかに変化しつつあるかという点に焦点を当てて考察している。具体的には、国連総会決議における主権の使用方法について調査している。その結果、主権は尊重されながらも、とくに、主権は領土を保全するだけでなく、領域民を守るところに目的があるというように変化しつつあるということが明らかになってきている。主権はその絶対性・排他性が国民を保護する責

任になってきているのである。このことは、主権に対して人間の視点から「ゆらぎ」をもたらしているものと考えられる。

第3章の内容：3章では、国際社会の平和に対する考え方の変化が考察されている。そのための方法としては安保理の決議において、「平和」の概念がどのような用語方法のもとで使用されてきたかについて言説分析がなされている。ここで明確になったことは平和が戦争のない状態だけではなく人間を大事するという点から、多角的な活動が行われるようになったということである。

また、平和、開発、人権という3概念の関係において、戦後長い間、平和が目的価値として認識されていたが、現在では、人権が目的で、平和はその必要条件であるとみなされるように変化した。これは、国際社会の根底に人間重視の思想が流れていることを物語るものといえよう。

以下、4章以降は、実際に「人間の安全保障」を政策として取りあげている国や国際機関などの事例を調査している。

第4章の内容：第4章ではカナダの「人間の安全保障」が1995年から2003年までに公表された四文書の記述を基に検討されている。その結果、カナダの「人間の安全保障」政策の特徴は、第1に、人権を重視していること。第2に、軍事行動を含む強制的手段を具体的施策として挙げていることにある。とくに、第2章の軍事行動を含む強制的手段というところから「保護する責任」という概念を創出したことは注目すべきところである。

第5章の内容：本章では日本の「人間の安全保障」について論じている。その際、『外交青書』と政府要人の主要演説における「人間の安全保障」と「人権」の言語使用を中心に検討がなされている。その結果、日本政府の「人間の安全保障」政策の特徴は、次の2点にまとめられることがわかった。

第1に、財政援助中心の施策であり、第2に、人権との関係が抽象的である、ということである。とくに「人権」は、その侵害が脅威のひとつとして示されてはいるが、それと「人間の安全保障」との関係付けは、ほとんどなされていない。その背景には、日本の「人間の安全保障」が、アジアに対する援助の色彩が強く、「人権」と関連付けることは、人道的介入に警戒心の強いアジアでは受け入れられにくいという事情が働いていると考えられる。日本の「人間の安全保障」の主たる手段は援助である。

このように、日本による「人間の安全保障」は、援助という性格が強く、国際社会に対する働きかけや新たな視点の提案という形にはなっていない。

第6章の内容：本章ではEUによる「人間の安全保障」が取り上げられている。とくに、2004年発表の『欧州のための人間の安全保障ドクトリン』という報告書の記述内容を基に検討が加えられている。その結果、EUは、「人間の安全保障」の意味を、「危険状況からの個人の自由」としている。これは「敵を打ち破ることではなく、市民を保護することである。」と設定し、「人間の安全保障対応部隊」という民軍の創設を提案している。この点では、カナダとの類似性がみられる。

第7章の内容：本章では、アジアにおける「人間の安全保障」が検討されている。その際、APECとASEANを対象として取り上げ、APECは首脳宣言、ASEANはASEANサミット関連文書の言説を調査検討資料としている。

APECとASEANは、どちらも「人間の安全保障」の意味を明確にしていない。また、「人権」との関連や既存概念との関わりについても明示していない。ただ、ASEAN文書には、「人間の安全保障はすべてのASEAN市民に保証されている」とのべ、「人間の安全保障」の対象が域内の人々であることを強調している。

第8章の内容：本章では、カナダ、日本、EU、APEC、ASEANの「人間の安全保障」政策の比較が行われている。

ここで特筆すべきことは、「人間の安全保障」と「人権」を深く結びつけながら、新たな問題を提起したものはカナダとEUである、ということである。結果的に国際社会はカナダを中心に「人間の安全保障」概念を基盤に「保護する責任」という考え方を生み出すにいたった。この考え方は、伝統的な主権概念に意味上の変化を与えるとともに、国際社会に「人間」を保護するという責任を与えることにより、国際社会に責任主体としての役割を与えることになった。「人権」概念には、これまで、国際社会そのものに「人間」保護の責務を負わせるという発想はなかったが、「保護する責任」という概念を導き出した「人間の安全保障」という考え方の登場は、結果的に人権重視・人権保護の体制をより発展させることになったといえる。

こうした点から、次の2点が指摘される。

第1は、国際社会の思想的潮流が「人間」を重視する方向にあり、こうした潮流の中から「人間の安全保障」という概念が登場してきたということ。第2は、「人間の安全保障」概念は、国家主権の絶対性を「人間」の視点から問い直し、

「人間」にとって、より好ましい影響を及ぼすことを基準として再検討される必要性が高まったという概念上の「ゆらぎ」現象を生じさせているのではないかということである。今後、少なくとも、「人間の安全保障」概念に、「人権」的要素が加われば加わるほど、安全保障概念の中軸にある主権概念にも「人間」的視点に影響された内容的変質が生じていくのではないかと、と思われる。もちろん本論文では、伝統的な国家安全保障概念に、「人間」の視点が加わったことにより、主権概念の内容が全く変容したというところまでは言及しているものではない。

[審査結果の要旨]

審査委員は数回にわたって本論文の審査を行い、その間、研究報告会を開催して豊島名穂子氏に本論文の研究概略を報告させ、これについて質疑応答を行った。審査委員会は、これらを通して本論文の全体について総合評価を行った。

本論文を評価するにあたり、論文のテーマ、構成、目的、分析方法という点から構成を加えてみた。

まず、テーマという点からみると、「人間の安全保障」という現在の国際政治においても、学界においても、焦点があたっている重要な問題を取り上げている。しかも先行研究を十分に検討しながら、先行研究ではふれられてこなかった、根本的問題である「人間の安全保障」という概念がなぜ生じたのか、という基本的な問題にメスを入れている。そしてその「人間の安全保障」という概念が生じたことによって、伝統的な国家主権という考え方に「ゆらぎ」が生じているのではないかという問題提起がなされている。こうした問題意識は、既存の「人間の安全保障」研究には全く見られないものであり、基本的にして根本的な問題であると同時に、新鮮なものとなっている。博士論文のテーマとしては、充分、研究価値のあるものとして評価してよいだろう。「人間の安全保障」という概念は1994年に突然に提起されたものではなく、国際社会の長い思想的潮流の結果生まれてきたものなのであると本論文では主張するのである。

本論文の構成としては、極めて、体系的、論理的になっているといえる。本論文は、大きくは2つに分けられる。まず2章と3章で、主権と平和をいう言葉が国際社会でどのように使用されてきたかという分析を、国連総会と安保理での決議をそれぞれ詳細に分析することによって、その変化の軌跡を追っている。

また、4章から7章までは実際に、「人間の安全保障」を政策として実施している5つの主体の言説をもとに、「人間の安全保障」がいかに行われているかを分析している。そこから導き出された結論はカナダが主導する「保護する責任」に代表されるように、「人間の安全保障」概念によって、国際社会が人権を、

いな人間を守る方向になってきているとういうことであった。構成は、国際社会の頂点である国連と、「人間の安全保障」が実施されている現場からの分析と、木目の細かなものとなっているといえよう。

本論文の目的は、極めて明解である。それは、すでに触れてきたところではあるが、「人間の安全保障」という概念がいかにして生まれてきたかということをも明確にするためであり、それを本論文では、「主権」および「平和」という国際社会における二つの基本概念の思想的変遷の結果として表出してきたのではないかと、という仮説にたって、これを検証している。そしてまた、このように成立した「人間の安全保障」概念が、「主権」概念そのものに概念上の「ゆらぎ」を生じさせているのではないだろうかという問題意識をも明らかにしようとしている。この2つの仮説を検証するため、本論文では、膨大な国連総会や安保理の決議、及び、カナダ、日本、EU、APECとASEANの各主要文書をすべて読み込み、その言説分析をおこなっている。本論文の目的はほぼ十分に達せられているといえよう。

本論文の方法論は、徹底した言説分析の手法をとっている。言説分析は、今日注目されている方法のひとつであるが、言説を分析することによって、「言語」と「思想」との関係が明確になるといえる。本論文は、「人間の安全保障」概念の登場を、「主権」および「平和」の言説分析の手法を通して、その思想的変遷の結果として生まれたものと位置づけている。また、実際に「人間の安全保障」を政策として取り入れている各国家や国際機関の文書の言説分析により、「人間の安全保障」概念が、主権国家の伝統的な「主権」概念に、「ゆらぎ」を与え、「主権」や「人間」重視の考えを導入しつつあるのではないかとという問題提起を行っている。本論文での言説分析は、膨大かつ緻密であり、資料編も含めて、極めて実証的かつ説得的なものになっているといえよう。この言説分析だけでも大変な努力の結晶といえるし、かつ、本論文を新鮮で、意欲的なものにしていくと強調しておきたい。

以上の点をふまえて、本論文の評価を行うことにする。

第1に、本論文は、独創性に富んでいるということである。「人間の安全保障」研究は、学界でも活発に行われているが、それらは本論文でも先行研究として述べられている。本論文は、これらの1部を踏まえながらも、全く新しく、「人間の安全保障」という概念が、どのような国際政治上の変化の結果として生まれてきたのか、その思想的変遷を明らかにしている。この視点は、多くの研究の盲点をつくものであり、新鮮なものとなっている。それを言説分析という手法を用いて明らかにしている点は、極めて独創的といえる。しかも、こうして誕生した「人間の安全保障」概念が、これまでの伝統的な国家主権概念にも一定の「ゆらぎ」を与えているのではないかとこの問題提起は、今後の国際政治の

動向を考えるうえで興味深い課題といえよう。本論文は、独創的にして意欲的、かつ挑戦的なものとなっていると高く評価できる。

第2に、本論文はいわば基本的な問題を明らかにしつつ、かつ時代先駆的な性格を帯びていることである。既存の多くの「人間の安全保障」に関する研究が、その言葉と概念をいわばすでに固定したもの、すでに存在しているものとして、そこから研究を進めているのに対して、本論文では、「人間の安全保障」なる概念と言葉がいかんにして誕生したか、出現してきたのかと、いわばその根源を分析することを問題意識としている。この問題を、国連総会と安保理の決議を言説分析し、「主権」と「平和」という言葉の使用法を調査することにより解明している。そして、解明され、出現した「人間の安全保障」という概念を今度は、実際のそれを政策として用いている国家や国際機関の文書を、これまた言説分析することによって、「人間」という視点が重視されていることを浮かびあがらせ、それが、国家「主権」概念に「ゆらぎ」を与えているのではないかと指摘している。こうした本論文の主張は、じつに基本的な問題をさぐり、かつ、時代の流れの先端を指示しているものではないかと、判断できるものである。

第3に、本論文は、極めて論理的、体系的に叙述がなされていることである。本論文は、その全体の構成からいうと大きく、序論にあたる部分と、国連における「主権」と「平和」概念を分析している部分と、「人間の安全保障」を実際に応用している国家や国際機関の言説を調査している部分と、そして結論部分と、4つに大きく分けられるであろう。この叙述の流れは極めて自然であり、内容をよく理解できるものにしてしている。論理が一貫しており、かつ、体系的になっていることは、本論文の論文としての価値を高めていると思量できる。

第4に、本論文は資料分析が膨大かつ緻密である、ということである。本論文の主要な柱のひとつは、言説分析という手法にある。この手法からするならば、当然のことかも知れないが、本論文は膨大な資料調査を行っている。すなわち、国連総会と、安保理の決議文書を国連の発足直後から今日にいたるまで、また、カナダ、日本、EU、APECとASEANの「人間の安全保障」に関する文書をすべて、調査、分析している。この作業を通して、本論文の問題意識、仮説を検証している。じつに膨大な資料を緻密にして細心の注意を払って取り扱っているといえよう。それだけに、本論文は決して筆者の独断となっておらず、客観的にして、説得的な内容となっていると結論づけることができる。

第5に、本論文はすぐれた語学力のうえに立脚しているということである。言説分析に用いた資料は、その多くが英文であり、翻訳もなされていない。その文書を、筆者は読み込み、しかも使用されている言語の変遷過程を木目細かく追跡している。これには、相当の語学力を必要とし、その努力は並大抵のも

のではすまないと思量する。こうした努力の結晶が、本論文をして独創的たらしめているといえよう。

以上は、本論文の評価できる面をのべてきたが、本論文には、当然、以下のような課題も残されている。その主なものは次の通りである。

第1に、方法論の問題である。本論文では、「観念の歴史」の手法を用いたとっているが、その詳細については省略され、単に結論部分のみを採用しているにすぎない。また、本論文でのディスコース・アナリシスが、思想史分析の三類型に該当するか、疑問が残る。

第2に、言説分析の対象についてである。本論文では、「主権」を総会決議に、「平和」を安保理決議に基づいて分析しているが、国際社会の思潮変化をとらえるには、「主権」、「平和」のそれぞれを両機関の決議によってまとめた方がより説得的ではないであろうか。

第3に、主権概念についてである。本論文で、主権概念の変遷についてのべられているが、本論文の表題にもなっている問題なので、この部分の掘り下げが期待される。しかし、主権概念の略述が、やや不十分である。そのため、主権が元来もつ、領域的住民ないし国民を保護するものであるという理解が足りない。

第4に、「保護する責任」についての解釈である。「保護する責任」については、破綻国家の場合が問題になるのであって、この登場をもって、主権概念に新たな要素—人間の視点が加わったというのは少し性急すぎるのではなかろうか。

本論文は、以上のような課題を有しているが、しかし、それらは今後の筆者の研鑽にゆだねることにして、本論文の有する多くの価値をそこねるものではない。審査委員会は、以上のように本論文を慎重に審査した結果、本論文が博士（法学）の学位を授与するに相当のものであると判断した。

【最終試験の結果】

平成23年12月14日に、審査委員会は、学位請求者に対し、本論文及び語学の確認に関する最終試験を行った。

審査委員から、①本論文において最も主張したかったこと、②本テーマに関する今後の研究計画、③主権と平和の分析をなぜ、国連総会と安保理に限ったのか、④思想史から国際社会の動向を分析するとしているが、その方法は可能なのか、また、本論文において、それは成功しているといえると思うか、⑤言説分析の方法はよいが、その方法論と実際に記述している部分との間に矛盾がないか、などの質問が出された。

これらの質問に対し学位請求者から、詳細かつ丁寧な回答がなされた。

語学に関する確認は、本論文のテーマに関する欧文の膨大な資料を読破、精査していることから十分その能力を有していると判定した。

最終試験によって、審査委員会は、委員全員の意見として、学位請求者の豊島名穂子氏に対し、博士（法学）の学位を授与することが相当であると判断した。